

平成30年度 第3回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録（概要版）

1 日 時 平成30年6月25日（月） 14時00分～16時30分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 波岡 和昭 ((株)街NAM I 代表取締役)
副部会長 小林 聖恵 (帯広大谷短期大学専任講師)
特別委員 島野 治人 ((株)根室市観光開発公社専務取締役)
特別委員 鈴木 恵子 (鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員 金子 ゆかり (有)金子設計事務所 一級建築士)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長 中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長 相樂 祐介
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事 國枝 佑多

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「サツドラ春駒通店」（帯広市）の法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

(1) 「サツドラ春駒通店」（帯広市）の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・ 従業員駐車場について

従業員には公共交通機関を利用することを推奨し、自家用車で通勤する者に対しては、自ら、月極や有料駐車場を利用するよう指導を徹底することを確認。

- ・ 店舗北側の路上駐車対策について

店舗周辺（店舗裏北側等）の路上駐車について、従業員による路上駐車が絶対に発生しないよう、指導徹底するとともに、路上駐車を発見した場合は、店内掲示や店内放送のほか、「駐車禁止」のカラーコーンを設置し、注意喚起を行っていくことを確認。

- ・ 出入口①の「右折入出庫禁止」看板について

設置位置について、入場側は、看板を出入口①の東側に設置することで、東側から来る車両が出入口①の手前で視認できるように配慮していること、また、退場側は、退場の間際に邪魔にならず、かつ、最も見やすいと考えられる位置となっていることを確認。

そのほか、ルール遵守にあたっては、開店時は交通整理員が誘導するほか、開店時やセール時などのチラシにおいて、入退場経路を掲載するとともに、店内掲示や店内放送などを利用し、注意喚起を図っていくことを確認。

- ・ 騒音発生への配慮について

空調機関係は、最新の設備機能を持った低騒音型のものとし、騒音の軽減に配慮していること、また、最も影響のある廃棄物収集車の音を軽減するため、ゴミの分別を徹底し、回収時間の短縮を図ることを確認。

(2) 「サツドラ帯広西8条店」(帯広市)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務的説明を行った後、次のとおり質疑、発言があった。

(主な質疑)

- ・ 出入口③付近における自動車の事故防止及び駐車場の配置について
- ・ 駐車場南東の堆雪場所について

(3) ニトリ帯広店に係る現況について報告し、今後の対応を確認した。

(4) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、添付のとおり

別 紙

(答申 サツドラ春駒通店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

帯広市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。